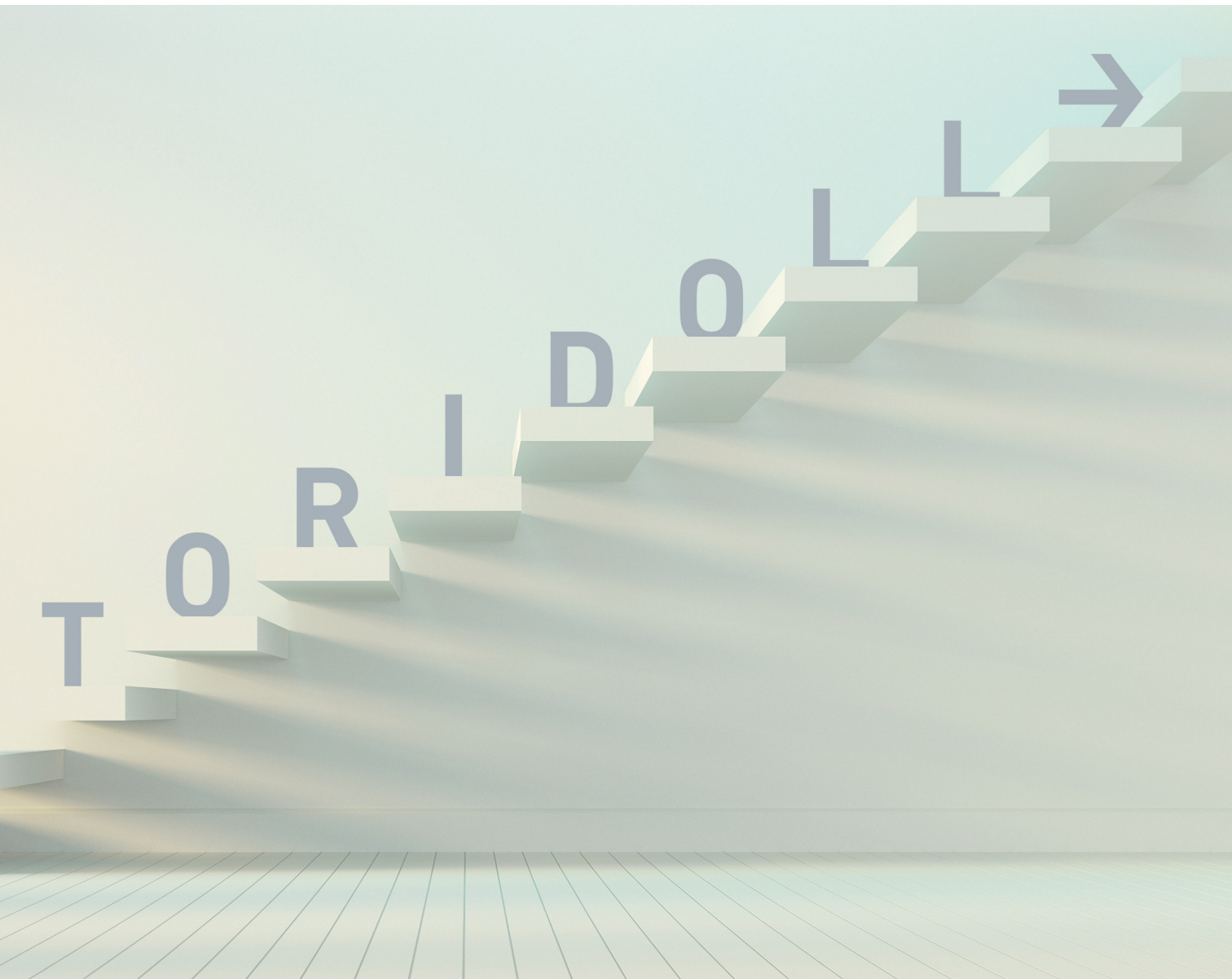




第28期 定時株主総会招集ご通知

株式会社トリドールホールディングス

証券コード：3397

すべては、
お客様の
よろこびの
ために。

Simply
For Your
Pleasure.



神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

株式会社 トリドールホールディングス

代表取締役社長 栗田 貴也

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法のご案内」（3頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2018年6月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記	
日	時 2018年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場	所 東京都港区六本木六丁目10番2号 六本木ヒルズけやき坂コンプレックス内 TOHOシネマズ 六本木ヒルズ （本部機能を東京都品川区に移転しており、本年より株主総会の会場を変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「定時株主総会 2018会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） 開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
会議の目的事項	報 告 事 項 1. 第28期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件
	決 議 事 項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件
以 上	

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。また、株主懇談会は開催いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を
当日会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご
通知をご持参くださいますよう
お願い申し上げます。

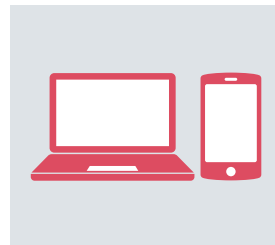
株主総会にご出席いただけない場合

書面（議決権行使書） による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、2018年6月27日
（水曜日）午後6時までに
到着するようご返送くださ
い。

インターネット による議決権の行使



当社の指定する議決権行使
ウェブサイトより、2018年
6月27日（水曜日）午後6
時までにご行使ください。

インターネットによる開示について

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況」、「連結持分変動計算書」、「連結計算書類の注記」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

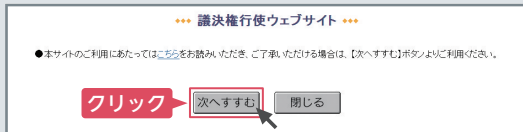


<http://www.toridoll.com/>

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

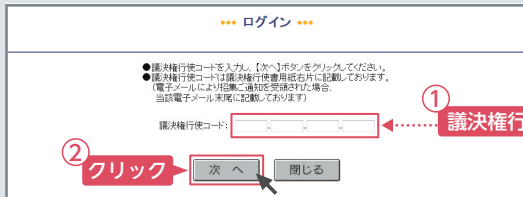
検索サイトで検索 ▶ **議決権行使 みずほ** **検索**
 または
 議決権行使ウェブサイト ▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



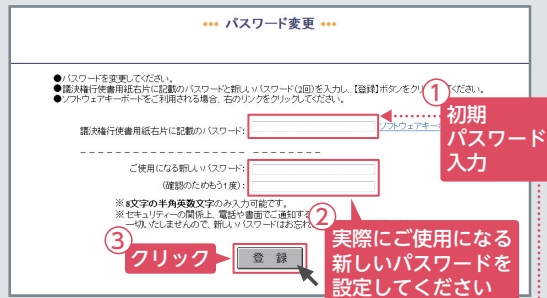
右記QRコード®からのアクセスも可能です ▶



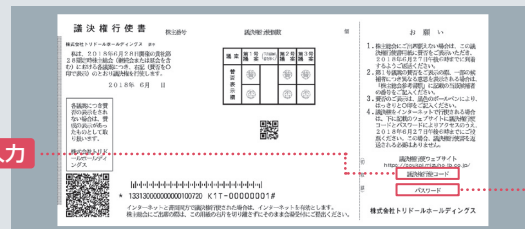
2 ログイン



3 パスワードの変更



議決権行使書用紙



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)



ご注意

- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切に保管してください。
- パスワードのお電話等による照会には、お答えすることができません。また、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員である社外取締役全員（3名）が代表取締役社長と意見交換を行った上で、監査等委員会において審議した結果、各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値の向上に資すると判断し、本議案が妥当であるとの決議がなされております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

あわ た た か や
栗田 貴也

再任

1961年10月28日生 56歳

所有する当社株式数	13,783,242株	取締役会出席率	100% (17／17回)
本総会終結時の在任期間	28年		

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 8月 自営業（トリドール三番館開業）
1990年 6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、代表取締役社長
1995年10月 株式会社トリドール（現、株式会社トリドールホールディングス）へ組織変更、代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

栗田貴也氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の創業以来一貫して当社の経営に携わり当社事業を熟知しているほか、迅速かつ的確な意思決定能力および適切なリスク管理能力を有しており、今後の当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に欠かせないものと判断したためであります。

2

た な か き み ひ ろ
田中 公博

再任

1970年7月10日生 47歳

所有する当社株式数	2,010株	取締役会出席率	94% (16／17回)
本総会終結時の在任期間	6年		

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 東拓工業株式会社入社
2005年 1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社
2008年 4月 株式会社サンマルクホールディングス入社
2008年 9月 株式会社サンマルクカフェ出向
2009年 4月 同社取締役執行担当
2010年 6月 同社常務取締役
2011年 4月 当社入社
2011年 7月 当社営業本部長
2012年 6月 当社取締役営業本部長
2016年 4月 当社常務取締役第2営業本部長
2016年10月 当社常務取締役（現任）
当社における担当 インフォメーションテクノロジー部および海外事業推進プログラム担当

取締役候補者とした理由

田中公博氏を取締役候補者とした理由は、同氏が外食業等の経営に関する経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして営業実績を上げており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

3

こ ばやし ひ ろ ゆ き
小林 寛之

再 任

1978年6月19日生 39歳

所有する当社株式数 710株

本総会終結時の在任期間 1年

取締役会出席率 100% (13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年 3月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入社
2007年10月 パレス・キャピタル株式会社入社
2013年 9月 当社経営企画室長
2016年 2月 当社執行役員経営企画室長
2017年 6月 当社取締役経営企画室長（現任）

当社における担当 経営企画室長

取締役候補者とした理由

小林寛之氏を取締役候補者とした理由は、同氏が財務および会計に関する知見ならびに豊富な投資経験を有している上、当社入社後はその知見と経験を活かして当社の事業拡大に貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

4

か み は ら ま さ と し
神原 政敏

新 任

1959年1月30日生 59歳

所有する当社株式数 832株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社ウエンコジャパン（ダイエーグループ）入社
2003年 6月 フードビジネスコンサルティング設立
2013年 7月 当社品質管理室長
2013年 9月 当社購買部長
2015年 1月 当社購買部長 兼 商品部長
2016年 2月 当社執行役員購買部長 兼 商品部長
2016年 4月 当社執行役員商品本部長（現任）

当社における担当 商品本部長

取締役候補者とした理由

神原政敏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が大手流通企業に在籍時および独立後のコンサルタントとしての経験を通じて商品の川上から川下まで幅広い知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして、当社の食材調達ルート拡大や原価低減等にご貢献しており、その能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

- （注） 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
3. 小林寛之氏の取締役会出席回数および出席率は、2017年6月29日の取締役就任以降のものであります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

と よ だ こ う じ
豊 田 孝 二

社外取締役候補者
独立役員候補者
1968年2月3日生 50歳

所有する当社株式数	一株
-----------	----

略歴および重要な兼職の状況	社外取締役候補者とした理由
1991年 4月 明治生命保険相互会社（現、明治安田生命保険相互会社）入社 1996年10月 朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）入社 2004年10月 弁護士登録、弁護士法人三宅法律事務所入所 2004年11月 公認会計士登録 2012年 4月 アクシア法律会計事務所所長（現任） 2013年12月 太洋マシナリー株式会社社外監査役（現任） 2015年11月 学校法人大阪経済大学監事（現任） 2017年 3月 株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員、現任） 重要な兼職の状況 アクシア法律会計事務所所長 太洋マシナリー株式会社社外監査役 学校法人大阪経済大学監事 株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員）	豊田孝二氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役就任後、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
3. 豊田孝二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第3号議案

ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本議案において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対して新株予約権を発行することならびに新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、ご承認いただいております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（年額500,000,000円）および監査等委員である取締役の報酬（年額100,000,000円）の範囲内で、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となり、このうち、本議案に係る新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、次の要領により新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

本議案の承認決議に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権については、その引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の数

600,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本定時株主総会における決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2021年6月28日から2028年6月27日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - (i) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (ii) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (iii) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (iv) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (v) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ⑦ 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.（4）①に準じて決定する。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. (4) ②に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記 (iii) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記2. (4) ③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から2. (4) ③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記2. (4) ④に準じて決定する。
- (vii) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (viii) 新株予約権の行使の条件
上記2. (4) ⑥に準じて決定する。
- (ix) 新株予約権の取得事由および取得の条件
上記2. (4) ⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等に関する事項

上記新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は230個、その目的である株式の数は23,000株を上限とし、監査等委員である取締役に付与する新株予約権は45個、その目的である株式の数は4,500株を上限とする。

取締役の報酬等として付与する上記新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の本議案による新株予約権を含む報酬等については、監査等委員である社外取締役全員（3名）が代表取締役社長と意見交換を行った上で、監査等委員会において審議した結果、当該報酬等の算出の公正性、業績との連動性等を勘案し、妥当であるとの決議がなされております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項



1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益および雇用環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しが見られる等、景気は緩やかに回復しました。

外食業界におきましては、ファーストフードやファミリーレストランなど各業態において、フェアメニューや期間限定メニューなどの比較的高単価のメニューが堅調で客単価が上昇し、全体売上は19ヶ月連続して前年を上回りました。

このような環境のもと、当社グループでは利益重視の経営方針に基づき、国内におきましては、積極的な商品施策や全国におけるテレビCMの放映等による認知度および顧客満足度の向上など、収益の拡大に向けた施策を実施するとともに、国内外での企業買収および新規出店に引き続き積極的に取り組んでまいりました。

また、海外におきましては、企業買収や新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施することにより海外事業の採算性の改善に向け取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、「丸亀製麺」を18店舗出店したほか、「豚屋とん一」など新たな業態の展開を進め、その他の業態で126店舗を出店いたしました。

海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、直営店121店舗を出店したほか、FC等（注1）については出店等により111店舗増加するなど規模を拡大してまいりました。

売上収益

1,165億 4百万円

(前期比 14.5%増)



営業利益

76億 35百万円

(前期比 11.4%減)



税引前利益

71億 75百万円

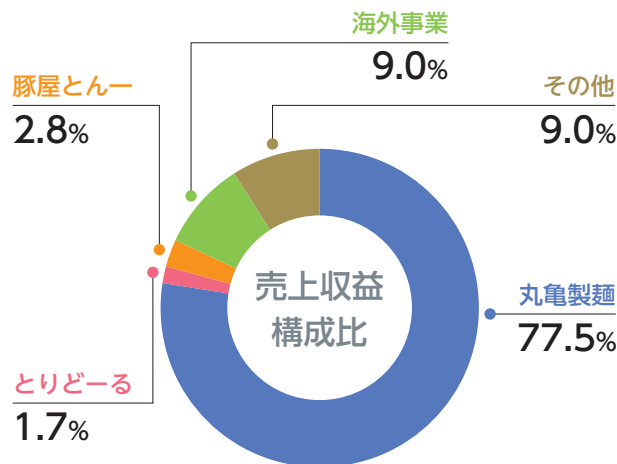
(前期比 15.3%減)



親会社の所有者に
帰属する当期利益

46億 65百万円

(前期比 17.2%減)



この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ329店舗（うち、FC等88店舗）増加して1,540店舗（うち、FC等379店舗）となりました。

当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は1,165億4百万円（前期比14.5%増）と引き続き高成長を維持し、営業利益は76億35百万円（前期比11.4%減）、税引前利益は71億75百万円（前期比15.3%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は46億65百万円（前期比17.2%減）となりました。

また、EBITDAは117億45百万円（前期比3.5%減）、調整後EBITDAは123億62百万円（前期比4.4%減）となりました。（注2）

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）EBITDAは、営業利益から非現金支出項目（減価償却費及び償却費）等の影響を除外しております。また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失及び非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等）の影響を除外しております。

EBITDAおよび調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

- ・ EBITDA＝営業利益＋その他の営業費用－その他の営業収益＋減価償却費および償却費
- ・ 調整後EBITDA＝EBITDA＋減損損失＋非経常的費用項目

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

MARUGAME SEIMEN

丸亀製麺（セルフうどん業態）

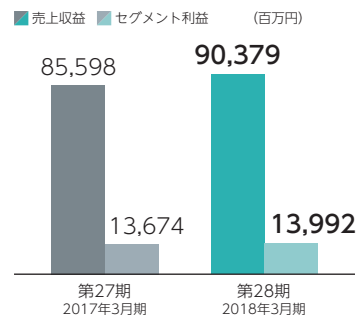


讃岐 釜揚げうどん
丸亀製麺

主要な事業内容

本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただけの臨場感あふれる店舗です。
(想定平均顧客単価：500円前後)

売上収益／セグメント利益



ロードサイド11店舗、ショッピングセンター内7店舗の計18店舗を出店し、4店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は792店舗となりました。

この結果、売上収益は903億79百万円（前期比5.6%増）となり、セグメント利益は139億92百万円（前期比2.3%増）となりました。

TORIDOLL

とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）

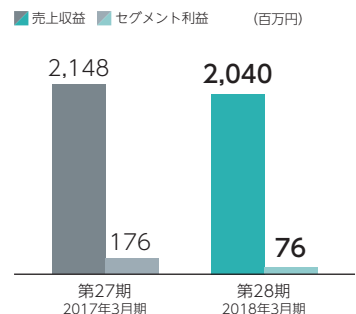


炭火焼鳥・唐揚げ・釜めし
とりどーる

主要な事業内容

焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。
(想定平均顧客単価：2,000円前後)

売上収益／セグメント利益



店舗数の増減はなく、当連結会計年度末の営業店舗数は17店舗となりました。

この結果、売上収益は20億40百万円（前期比5.1%減）となり、セグメント利益は76百万円（前期比57.1%減）となりました。

Butaya Ton-Ichi

豚屋とん一（とんかつ・とんテキ業態）



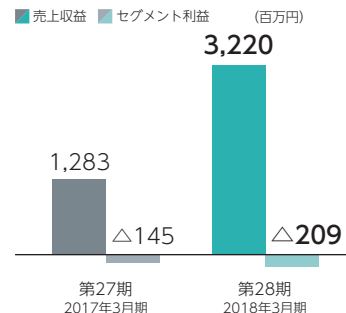
とんかつ とんテキ
豚屋とん一

主要な事業内容

豚肉の旨みと柔らかさを追求したとんかつ・とんテキの専門店、カツは切り立てにこだわり、衣づけから、仕上げまでの調理をお客様の目の前で行う、熱々出来立てのかつ丼からしっかりお召し上がりいただける定食までを取り揃えた店舗です。

（想定平均顧客単価：800円前後）

売上収益／セグメント利益



ロードサイド2店舗、ショッピングセンター内22店舗の計24店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は46店舗となりました。

この結果、売上収益は32億20百万円（前期比151.0%増）となり、セグメント損失は2億9百万円（前期はセグメント損失1億45百万円）となりました。

OVERSEAS BUSINESS

海外事業（海外における飲食事業全般）



WOK
TO WALK



CRACKIN'
KITCHEN



TOKYOTABLE

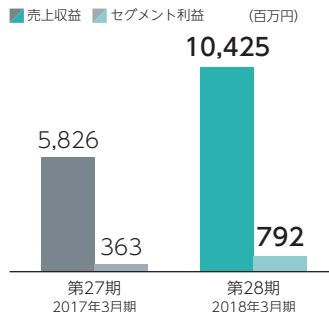


The Original
Boat
Noodle

主要な事業内容

33の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。

売上収益／セグメント利益



232店舗（うち、FC等111店舗）を出店し、38店舗（うち、FC等35店舗）を閉店したこと等により、当連結会計年度末の営業店舗数は528店舗（うち、FC等365店舗）となりました。

この結果、売上収益は104億25百万円（前期比78.9%増）となり、セグメント利益は7億92百万円（前期比117.9%増）となりました。

OTHERS

その他



揚げたて
天ぷら定食 まきの

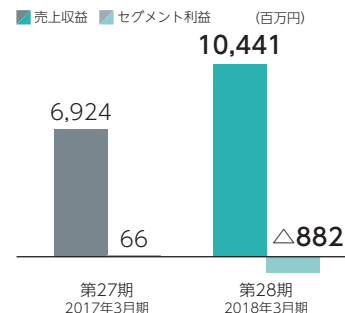


コナズ珈琲
Kona's Coffee
Hawaiian pancake Cafe

主要な事業内容

「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

売上収益／セグメント利益



102店舗（うち、FC等12店舗）を出店し、5店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は157店舗（うち、FC等14店舗）となりました。

なお、その他には「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は104億41百万円（前期比50.8%増）となり、セグメント損失は8億82百万円（前期はセグメント利益66百万円）となりました。

（注）前連結会計年度において、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチの下、「その他」に含めていました「豚屋とんー」を区分し、「丸醬屋」、「長田本庄軒」を「その他」に含め、当連結会計年度より「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で18店舗（ロードサイド11店舗、ショッピングセンター内7店舗）、その他で126店舗の、計144店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、台湾、韓国その他の国で121店舗を直営店にて出店いたしました。

3 資金調達の状況

2018年1月23日付で当座借越契約により、310億50百万円の資金調達を行いました。今後、中長期の資金へ借換えを実施する予定です。

4 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

（注）QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

② マルチポートフォリオ戦略による海外展開の積極化

積極的に海外に出店し、地域の食文化に対応したマルチポートフォリオ戦略で展開を図ってまいりる所存ですが、海外事業においては進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

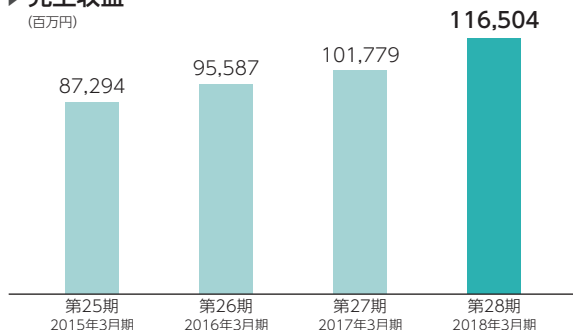
5 財産および損益の状況

区分	国際会計基準 (IFRS)			
	第25期 2015年3月期	第26期 2016年3月期	第27期 2017年3月期	第28期 2018年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	87,294	95,587	101,779	116,504
税引前利益 (百万円)	3,614	8,117	8,466	7,175
当期利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	1,982	5,212	5,631	4,665
当期包括利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	2,651	4,889	5,086	3,019
基本的1株当たり当期利益 (円)	48.84	120.56	129.89	107.44
資産合計 (百万円)	59,019	57,793	64,011	110,212
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	25,302	29,989	34,203	36,242
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	9.1	18.9	17.5	13.2

ご参考：連結財務ハイライト（国際会計基準）

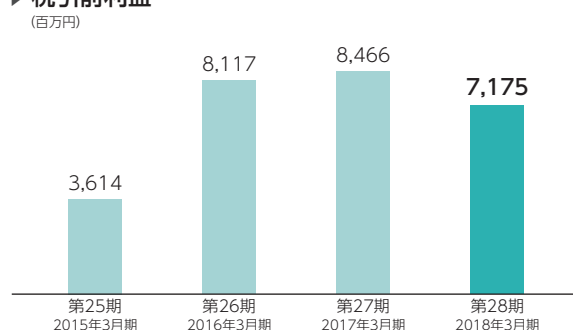
▶ 売上収益

(百万円)



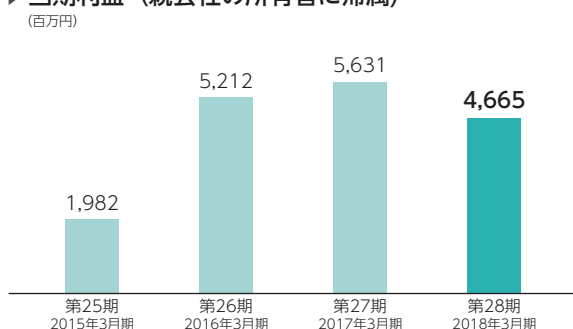
▶ 税引前利益

(百万円)



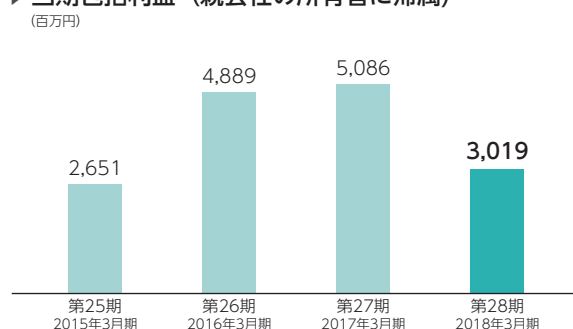
▶ 当期利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



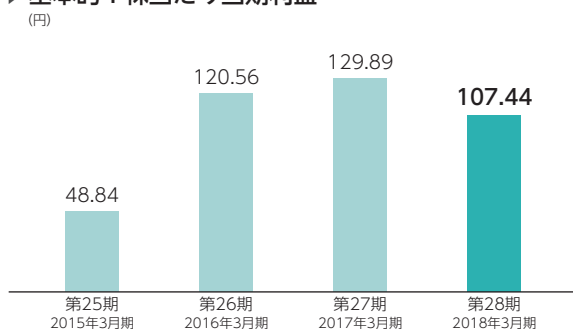
▶ 当期包括利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



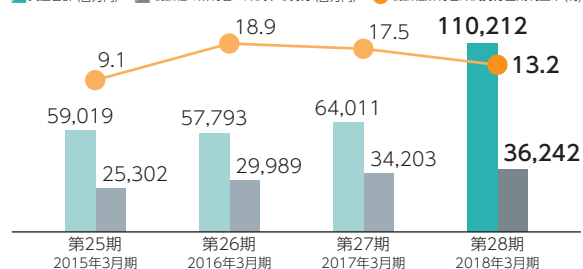
▶ 基本的1株当たり当期利益

(円)



▶ 資産合計／親会社の所有者に帰属する持分／ 親会社所有者帰属持分当期利益率

■ 資産合計 (百万円) ■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) ● 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)



6 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TORIDOLL USA CORPORATION	3,300 千米ドル	100%	レストラン経営等
東 利 多 控 股 有 限 公 司	2,492,364 千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台 湾 東 利 多 股 份 有 限 公 司	52,500 千台湾ドル	90%	レストラン経営等
株 式 会 社 ト リ ド ー ル ジ ャ パ ン	10 百万円	100%	レストラン経営等
TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC	313 千米ドル	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 ア ク テ ィ ブ ソ ー ス	90 百万円	80%	レストラン経営等
株 式 会 社 Z U N D	30 百万円	80%	レストラン経営等
JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED	10 千香港ドル	100%	レストラン経営等
BEST NEW MANAGEMENT LIMITED	1 香港ドル	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 ソ ノ コ	460 百万円	100%	化粧品販売等
GEORGE'S CORPORATION	1,250 千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KOREA CORPORATION	4,910,000 千ウォン	100%	レストラン経営等
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	18 千ユーロ	60%	FC運営等
株 式 会 社 い な み 野 フ ァ ー ム	10 百万円	70%	農産物の販売等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142 米ドル	100%	持株会社

- (注) 1. 当連結会計年度に設立した子会社は次のとおりであります。
TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC、株式会社トリドールメリリー牧場および株式会社トリドールビジネスソリューションズ
2. 当連結会計年度に取得した子会社は次のとおりであります。
株式会社アクティブソース、株式会社ZUND、JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITEDおよびそのグループ会社他3社、STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびそのグループ会社他11社
3. 当連結会計年度に清算した子会社は次のとおりであります。
WOK TO WALK HOLDINGS LTD.
4. 株式会社トリドールジャパン（旧：株式会社トリドール）は、2017年7月1日に社名変更しております。
5. TORIDOLL USA CORPORATION、台湾東利多股份有限公司、TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC、JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITED、GEORGE'S CORPORATION、TORIDOLL KOREA CORPORATIONおよびTORIDOLL DINING CORPORATIONは、東利多控股有限公司を通じての間接所有となっております。

7 主要な拠点等

- ① 当社
 本社 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 東京本部 東京都品川区大崎一丁目11番1号
- ② 株式会社トリドールジャパン
 営業店舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数			
丸 亀 製 麺	北 海 道	27店舗	近 畿	161店舗
	東 北	39店舗	中 国	65店舗
	関 東	251店舗	四 国	21店舗
	中 部	155店舗	九 州	73店舗
			小 計	792店舗
と り ど ー る	関 東	2店舗		
	近 畿	15店舗		
			小 計	17店舗
豚 屋 と ん 一	東 北	1店舗	中 国	2店舗
	関 東	13店舗	四 国	2店舗
	中 部	5店舗	九 州	7店舗
	近 畿	16店舗		
			小 計	46店舗
そ の 他	北 海 道	3店舗	近 畿	30店舗
	東 北	1店舗	中 国	1店舗
	関 東	25店舗	四 国	4店舗
	中 部	2店舗	九 州	6店舗
			小 計	72店舗
営業店舗合計				927店舗

③ 子会社（株式会社トリドールジャパンを除く。）

会社名	所在地	店舗数
TORIDOLL USA CORPORATION	ホノルル	2店舗
MARUGAME UDON USA, LLC	デラウェア	2店舗
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	7店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	32店舗
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1店舗
CRACKIN' KITCHEN USA, LLC	ロサンゼルス	1店舗
TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC	ロサンゼルス	2店舗
NOM NOM ENTERPRISE LLC	ロサンゼルス	1店舗
WOK TO WALK INTERNATIONAL, S O C I E D A D L I M I T A D	バルセロナ	90店舗
WOK TO WALK US MANAGEMENT, INC.	ニューヨーク	3店舗
株 式 会 社 ソ ノ コ	東京	1店舗
TORIDOLL ITALIA S, R, L	ミラノ	2店舗
株 式 会 社 ア ク テ ィ ブ ソ ー ス	東京	41店舗
株 式 会 社 Z U N D	姫路	37店舗
JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS L I M I T E D	香港	52店舗
TANJAI SAMGOR MIXIAN LIMITED	香港	57店舗
営業店舗合計		331店舗

④ 海外FC等

地域名・国名	店舗数
中 国 （ 香 港 を 含 む ）	78店舗
マ レ ー シ ア	73店舗
イ ン ド ネ シ ア	43店舗
そ の 他	88店舗
営業店舗合計	282店舗
営業店舗総合計	1,540店舗

8 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,811名 〔12,690名〕	2,734名増 〔1,265名増〕

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

9 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	27,327
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,364
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,346
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	2,250
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,438
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,176
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,041

(注) (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 普通株式 115,200,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 43,448,845株（自己株式9株が含まれております。）

- （注） 1．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は63,500株増加しております。
2．譲渡制限付株式の付与により、発行済株式の総数は5,145株増加しております。

3 株主数 27,906名

4 大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
栗 田 貴 也	13,783,242	31.72
有 限 会 社 テ ィ ー ア ン ド テ ィ ー	5,580,000	12.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,998,500	4.59
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	1,868,000	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,465,400	3.37
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	800,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	554,900	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	463,600	1.06
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	442,400	1.01
STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED-PENSION FUNDS	428,100	0.98

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権等の状況

2012年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年6月28日から2022年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

（2018年3月31日現在）

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 （監査等委員を除く）	180個	普通株式 18,000株	2人
取締役（監査等委員）	15個	普通株式 1,500株	1人

2015年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき195,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年6月26日から2025年6月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(2018年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	220個	普通株式 22,000株	3人
取締役（監査等委員）	15個	普通株式 1,500株	1人

4 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗 田 貴 也	
専 務 取 締 役	長 沢 隆	人事部担当
常 務 取 締 役	田 中 公 博	インフォメーションテクノロジー部および海外事業推進プログラム担当
取 締 役	小 林 寛 之	経営企画室長
取 締 役 (監査等委員)	梅 木 利 泰	日野総合会計事務所所長、公認会計士 SFCブレインコンサルティング株式会社代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員
取 締 役 (監査等委員)	梅 田 浩 章	梅田浩章公認会計士事務所所長、公認会計士 不二精機株式会社社外監査役 株式会社イーサーブ代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員
取 締 役 (監査等委員)	片 岡 牧	堂島法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏および梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、取締役に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

3 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	4名 1億32百万円（うち社外取締役 0名 0円）
取締役（監査等委員）	5名 12百万円（うち社外取締役 5名 12百万円）
合計	9名 1億44百万円（うち社外取締役 5名 12百万円）

- (注) 1. 上記には、2017年6月29日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、2015年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）5百万円、取締役（監査等委員）0.5百万円）を含んでおります。また、2017年6月29日開催の株主総会決議および取締役会決議により、譲渡制限付株式として付与した株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）2百万円）を含んでおります。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役 （監査等委員）	梅 木 利 泰	日野総合会計事務所 SFCブレインコンサルティング株式会社 監査法人アイ・ピー・オー	所代表取締役 社員
取締役 （監査等委員）	梅 田 浩 章	梅田浩章公認会計士事務所 不二精機株式会社 株式会社イーサーブ 監査法人アイ・ピー・オー	所代表取締役 社員
取締役 （監査等委員）	片 岡 牧	堂島法律事務所	弁 護 士

(注) 各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	梅 木 利 泰	当事業年度における取締役会に17回中17回、監査等委員会16回のうち16回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	梅 田 浩 章	2017年6月29日の取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度における取締役会に13回中12回、監査等委員会10回のうち10回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	片 岡 牧	2017年6月29日の取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度における取締役会に13回中13回、監査等委員会10回のうち10回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 60百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 91百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンス業務」等を委託し、その対価を支払っております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、2018年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 26円50銭

総額 11億51百万円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月14日

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                | <b>負 債 の 部</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,802</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>56,396</b>  |
| 現金及び現金同等物       | 14,798         | 営業債務及びその他の債務    | 9,997          |
| 営業債権及びその他の債権    | 5,766          | 短期借入金           | 34,580         |
| 棚卸資産            | 815            | 1年以内返済予定の長期借入金  | 5,198          |
| その他の流動資産        | 1,423          | リース債務           | 325            |
| <b>非流動資産</b>    | <b>87,410</b>  | 未払法人所得税         | 1,886          |
| 有形固定資産          | 29,370         | 引当金             | 505            |
| 無形資産及びのれん       | 38,414         | その他の流動負債        | 3,906          |
| 持分法で会計処理されている投資 | 4,084          | <b>非流動負債</b>    | <b>16,570</b>  |
| その他の金融資産        | 12,597         | 長期借入金           | 10,246         |
| 繰延税金資産          | 1,829          | リース債務           | 3,457          |
| その他の非流動資産       | 1,116          | 引当金             | 1,728          |
|                 |                | 繰延税金負債          | 956            |
|                 |                | その他の非流動負債       | 182            |
|                 |                | <b>負債合計</b>     | <b>72,966</b>  |
|                 |                | <b>資 本 の 部</b>  |                |
|                 |                | 親会社の所有者に帰属する持分  | 36,242         |
|                 |                | <b>資本金</b>      | <b>4,031</b>   |
|                 |                | 資本剰余金           | 4,064          |
|                 |                | 利益剰余金           | 29,347         |
|                 |                | 自己株式            | △0             |
|                 |                | その他の資本の構成要素     | △1,200         |
|                 |                | 非支配持分           | 1,004          |
|                 |                | <b>資本合計</b>     | <b>37,246</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>110,212</b> | <b>負債及び資本合計</b> | <b>110,212</b> |

# 連結純損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額               |
|------------------|-------------------|
| 売上収益             | 116,504           |
| 売上原価             | △30,860           |
| 売上総利益            | 85,644            |
| 販売費及び一般管理費       | △77,685           |
| 減損損失             | △198              |
| その他の営業収益         | 335               |
| その他の営業費用         | △462      △78,009 |
| 営業利益             | 7,635             |
| 金融収益             | 182               |
| 金融費用             | △458      △276    |
| 持分法による投資損益       | △184              |
| 税引前利益            | 7,175             |
| 法人所得税費用          | △2,513            |
| 当期利益             | 4,663             |
| (内 訳)            |                   |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 4,665             |
| 非支配持分に帰属する当期利益   | △2                |



## 計算書類

### 貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            | 科目               | 金額            |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,672</b> | <b>流動負債</b>      | <b>49,507</b> |
| 現金及び預金          | 1,976         | 買掛金              | 2,592         |
| 営業未収入金          | 6,222         | 短期借入金            | 34,550        |
| 原材料及び貯蔵品        | 23            | 1年内返済予定の長期借入金    | 4,735         |
| 前払費用            | 887           | リース債務            | 250           |
| 短期貸付金           | 1,601         | 未払金              | 2,646         |
| 未収入金            | 1,511         | 未払費用             | 175           |
| 繰延税金資産          | 341           | 未払法人税等           | 1,653         |
| その他             | 112           | 預り金              | 1,540         |
| <b>固定資産</b>     | <b>86,501</b> | 賞与引当金            | 43            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>21,474</b> | 設備関係未払金          | 1,301         |
| 建物              | 15,586        | その他              | 22            |
| 構築物             | 993           | <b>固定負債</b>      | <b>13,064</b> |
| 工具器具及び備品        | 2,279         | 長期借入金            | 8,787         |
| リース資産           | 2,383         | リース債務            | 3,089         |
| 建設仮勘定           | 233           | リース資産減損勘定        | 32            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>320</b>    | 資産除去債務           | 1,131         |
| ソフトウェア          | 303           | その他              | 25            |
| 電話加入権           | 2             | <b>負債合計</b>      | <b>62,571</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 15            | <b>純資産の部</b>     |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>64,706</b> | <b>株主資本</b>      | <b>36,273</b> |
| 関係会社株式          | 47,250        | <b>資本金</b>       | <b>4,057</b>  |
| 関係会社出資金         | 1             | <b>資本剰余金</b>     | <b>4,115</b>  |
| 投資有価証券          | 9             | 資本準備金            | 4,115         |
| 長期貸付金           | 6,766         | <b>利益剰余金</b>     | <b>28,100</b> |
| 長期前払費用          | 719           | 利益準備金            | 8             |
| 敷金・保証金          | 5,437         | その他利益剰余金         | 28,093        |
| 建設協力金           | 4,753         | 別途積立金            | 13,379        |
| 繰延税金資産          | 1,859         | 繰越利益剰余金          | 14,714        |
| その他             | 40            | <b>自己株式</b>      | <b>△0</b>     |
| 貸倒引当金           | △2,128        | <b>新株予約権</b>     | <b>329</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>36,602</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>99,173</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>99,173</b> |

## 損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 72,310 |
| 売上原価         |       | 39,099 |
| 売上総利益        |       | 33,211 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 25,201 |
| 営業利益         |       | 8,010  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 165   |        |
| 受取配当金        | 850   |        |
| その他          | 225   | 1,240  |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 243   |        |
| 為替差損         | 234   |        |
| その他          | 391   | 868    |
| 経常利益         |       | 8,382  |
| 特別利益         |       |        |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入益 | 59    |        |
| 関係会社貸倒引当金戻入益 | 15    |        |
| 新株予約権戻入益     | 0     | 74     |
| 特別損失         |       |        |
| 減損損失         | 176   |        |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 944   | 1,119  |
| 税引前当期純利益     |       | 7,337  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,278 |        |
| 法人税等調整額      | △124  | 2,154  |
| 当期純利益        |       | 5,182  |

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、コーポレートガバナンス・コードの適用状況を重点項目とし、会社の内部監査部門との連携の上、リスクマネジメント委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株式会社トリドールホールディングス 監査等委員会

監査等委員 梅 木 利 泰 ㊞

監査等委員 梅 田 浩 章 ㊞

監査等委員 片 岡 牧 ㊞

(注) 監査等委員 梅木 利泰、監査等委員 梅田 浩章、監査等委員 片岡 牧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 定時株主総会

## 2018 会場ご案内図

東京都港区六本木六丁目10番2号  
六本木ヒルズけやき坂コンプレックス内  
TOHOシネマズ 六本木ヒルズ  
当日のお問い合わせ先  
TEL:03-5436-8835 (当社総務部)

開催場所が前年と異なりますので、  
お間違えないようお願い申し上げます。



### 最寄駅

● 東京メトロ日比谷線

「六本木駅」出口 1C 徒歩 3 分

● 都営大江戸線

「六本木駅」出口 3 徒歩 6 分

「麻布十番駅」出口 7 徒歩 8 分

● 東京メトロ千代田線

「乃木坂駅」出口 5 徒歩 10 分

● 東京メトロ南北線

「麻布十番駅」出口 4 徒歩 11 分

「六本木一丁目駅」出口 1 徒歩 16 分



### お車

「渋谷」方面より…

首都高速「渋谷」出口下車 10 分

「杉並、新宿」方面より…

首都高速「外苑」出口下車 15 分

「池袋」方面より…

首都高速「霞が関」出口下車 10 分

「目黒、羽田、品川」方面より…

首都高速「飯倉」出口下車 10 分

「上野、千葉、芝公園」方面より…

首都高速「芝公園」出口下車 10 分

成田空港から車で 90 分

羽田空港から車で 40 分

(P2) (P5) 駐車場をご利用いただくのが便利です。

アクセス詳細は六本木ヒルズHPよりご確認ください。  
<http://www.roppongihills.com/access>

